

関自保第183号
令和2年11月10日

各都県バス協会会長 殿

関東運輸局自動車技術安全部長

乗合バスによる死亡事故の防止について（要請）

乗合バスの死亡事故については、これまでも機会あるごとにその防止に万全を期すよう周知してきたところであり、これに加え、本年（令和2年）においては、乗合バスが丁字路を右折する際に、交差点の歩道上を車両左側から横断する子供と衝突し、子供が死亡する事故が立て続けに発生したことを受け、「バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について」（令和2年7月30日付け、関自保第111号）を発出、及び乗合バスを含む事業用自動車の事故の発生状況を踏まえ、「自動車運送事業の安全確保の徹底について」（令和2年8月27日付け、関自保第131号）を発出し、更なる事故防止に万全を期すよう徹底してきたところです。

しかしながら、これらの通達の発出以降、11月5日の日没後に乗合バスが直前を横断していた歩行者を轢過し死亡させる事故、同月8日の日没後にも信号機のない交差点を左折した乗合バスが、道路上にいた歩行者を撥ね死亡させる事故が立て続けに発生しました。

関東地域事業用自動車交通事故削減目標において制定した、令和2年（2020年）までの事故削減目標のうち、「バスの死者数」については、すでに達成できないことが明らかではあるものの、事故を1件でも減らすべく官民一体となり取り組んでいる中で、現時点において、前年を大きく上回る6件（令和元年2件）の死亡事故が発生していることは、公共交通である乗合バスの社会的信頼を大きく失墜させる危機的状況であり、誠に遺憾です。

発生原因については現在調査中の事故もありますが、事業者からの報告内容によると、運転者が交差点進入時及び発進時等に確実な安全確認を履行していれば防げたもの、日没後で周囲が暗く、運転者が歩行者に気付いていないおそれがあるものも確認されております。

これから年末に向け輸送量等が増えることが予想されることを踏まえ、関係事業者の皆様におかれましては、あらゆる施策を確実に実施していただき自動車運送事業の安全確保並びに事故の未然防止に万全を期すよう、傘下会員に対し改めて周知徹底をお願いします。

関東管内の乗合バスによる死亡事故の発生状況について (令和2年1月1日～令和2年11月9日まで)

参 考

番号	発生日時	管轄支局	事故の種類	事 故 概 要
1	令和2年1月20日 午後10時20分頃	神奈川運輸支局	死傷	神奈川県横浜市磯子区の片側2車線の市道において、第1通行帯を乗合バスが乗客を乗せ運行中、道路に横たわっていた歩行者を轢いた。 この事故により歩行者が死亡した。 乗客、運転者に怪我はなかった。
2	令和2年4月19日 午後2時58分頃	東京運輸支局	死傷	東京都新宿区において乗合バスが乗客を乗せ運行中、青信号で交差点を右折したところ、青信号で横断歩道を渡り始めた男児に気付かず轢いた。 この事故により男児は死亡した。
3	令和2年7月4日 午後1時59分頃	栃木運輸支局	死傷	栃木県栃木市の信号機のないT字路交差点において、当該交差点を右折し県道へ出たところ、道路を左から横断していた高齢者を轢いた。 この事故により高齢者は死亡した。
4	令和2年7月24日 午後4時25分頃	神奈川運輸支局	死傷	神奈川県横浜市都筑区において乗合バスが乗客を乗せ運行中、信号機に従い右折する際、左から青信号で横断歩道を自転車ですべて渡っていた男児を轢いた。 この事故により児童は死亡した。
5	令和2年11月5日 午後5時27分頃	東京運輸支局	死傷	東京都八王子市において乗客を乗せた乗合バスが運行中、バス停を発車したところ、当該バスの直前を横断していた高齢の歩行者を轢いた。 この事故により高齢者は死亡した。
6	令和2年11月8日 午後6時13分頃	東京運輸支局	死傷	東京都日野市において乗客の乗っていない乗合バスが運行中、信号機のないT字路交差点を左折した際、道路上にいた高齢者を撥ねた。 この事故により高齢者は死亡した。